

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定(案)の概要

1 制定の趣旨

本市の行政手続きを、インターネットを使ったオンラインによる方法で実施するために必要な事項を定め、情報通信技術の活用によって市民生活の向上に寄与することを目的として、「金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を令和2年度金沢市議会12月定例会に上程しています。

このことに伴い、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則を制定し、オンラインによる申請等、処分通知等の実施に必要な事項を定めます。

2 制定の内容

(1) オンラインによる申請等(本市への申請など)【条例第3条関連】

- ① オンラインによる申請等の方法(システム)について、告示及び金沢市ホームページにおいて公表するものとします。
- ② 書面で必要とされている署名、押印及び本人確認について、オンラインでの代替措置(マイナンバーカードによる本人認証等)を定めます。
- ③ 申請等をオンラインで行う際の手数料のオンライン納付について、①の方法(クレジットカード決済を予定)により行うこととします。

(2) オンラインによる処分通知等(本市からの通知など)【条例第4条関連】

- ① オンラインによる処分通知等を受けたい場合のみ、オンラインによる処分通知等を行うこととします。
- ② オンラインによる処分通知等の署名、公印及び本人確認について代替措置(電子署名等)を定めます。

(3) 条例の適用除外となる手続【条例第7条関連、※は第3条、第4条関連】

以下に該当する手続き(※)についてはオンライン化しないこととします。

- ① 申請等に係る対面確認や添付書面等の原本確認が必要となる手続
 - ② 処分通知等に係る書面等の備え付けや、携帯、提示が必要となる手続
- ※ 手続の一部が①に該当する場合は、当該部分についてオンライン化せず

(4) 添付書類の省略【条例第8条関連】

提出を省略できる添付書類及びその代替となる措置を国の例によって定めます。

(5) 市長以外の市の機関について【条例第2条関連】

以下の市長以外の市の機関についても、同様の規則等を制定します。

- ・教育委員会 ・選挙管理委員会 ・監査委員 ・農業委員会
- ・公平委員会 ・固定資産評価審査委員会 ・企業局 ・市立病院

3 施行期日

条例の施行の日(令和3年1月1日を予定)